

## 令和3年度河内長野市入札等監視委員会議事概要

- 【開催日時】 令和4年2月16日（水） 午後2時から午後4時
- 【開催場所】 河内長野市役所4階入札室
- 【出席者】 （委員）3名  
（市） 契約検査課長、契約検査課課長補佐、契約検査課職員2名  
その他各案件の担当課職員
- 【議事概要】 下記のとおり

契約検査課課長 お集まりいただきありがとうございます。委員会開催の前に一言だけ申し上げます。今年度は新しい任期となりますので、本来ですと皆様にお集まりいただきまして、委員就任の辞令交付等させていただくところでもございましたけれども、今回ウェブ会議ということになりましたので、辞令を郵送にて交付させていただくことになりました。そのことご了承していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ただいまから令和3年度入札等監視委員会を開催させていただきます。委員の皆様にはお忙しいところご出席を頂き、誠にありがとうございます。はじめに本日の市側の出席者を紹介いたします。契約検査課課長の前田でございます。契約検査課課長補佐の澤でございます。検査指導係、副主査の中村でございます。そして本日の進行役を務めさせていただきます、検査指導係係長の中谷です。よろしくお願いいたします。なお、その他に各案件の担当職員を待機させております。尚、総務部長は市議会が長引いており、本日は欠席させていただきます。それでは審議に先立ちまして、ご挨拶の代読をさせていただきます。

### 1. 開会あいさつ（契約検査課課長）

総務部長の出席が叶いませんでしたので、ご挨拶を代読させていただきます。本日はお忙しいところ、当委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。この度、土田委員、寺西委員におかれましては任期満了により委員継続を快諾いただき、また住田委員におかれましては、新たな委員就任につきましてご快諾いただきましたことを重ねてお礼申し上げます。

また本日の委員会開催につきましては、当初第1回委員会を7月に開催するという予定をしておりましたが、新型コロナウイルス対策による蔓延防止措置が延期されたため、急遽中止とさせていただきました。そしてこのたび皆様には再び日程をご工面いただきまして、本日の開催となりましたこととお詫びするとともにお礼申し上げます。

さて、最近の本市における入札等の情勢といたしましては、新型コロナウイルス感染症の渦中にあることから感染症対策に関する入札案件が多かったように思います。工事でありますと小中学校に手洗い場を増設する工事や、また、物品では感染防止対策の消毒液の購入や、災害時でも授業を行えるよう、教職員用や児童生徒用のタブレットパソコンを購

入することなどがありました。

また、入札制度の運用につきましては、本市ではこれまで適正な運用が行われておりますが、他の自治体では職員が予定価格や最低制限価格などの入札情報を特定の業者に漏洩したり、業者間の競争が無い特命随意契約で繰り返し設計業務の発注を行っていたなどの不祥事が報道されています。このような事案を他人事とせず、本市の入札制度の適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

これまでの入札等監視委員会の審議におきまして、委員の皆様からいただきましたご意見ご助言をもとに入札及び契約事務の改善を図ってまいりましたが、今後とも皆様のご意見ご助言は真摯に受けとめ、改善に努めて参りますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

## 2. 委員長の選出

審議に先立ち、委員長の選出を行った。委員の話し合いにより寺西委員が委員長として選出された。

## 3. 報告事項（契約検査課課長）

令和2年9月から令和3年8月までの入札状況（入札方式・件数・落札率等）及び指名停止措置状況（4件）について報告した。

## 4. 案件審議

事前に抽出された6件（工事3件・業務1件・物品2件）の案件について、はじめに事務局から案件概要（入札の方法、落札者の決定等）を説明し、続いて案件を抽出した委員長より各案件の抽出理由が説明された後、各委員による内容審議が行われた。なお、案件は次のとおり。

案件1 市道汐の宮滝谷1号線外1線舗装工事

（担当：道路課）

### （1）抽出理由

本件は審議対象期間中の舗装工事のなかでは最も金額が大きいものであったということと、ほかの案件も同様だが、多数の入札参加がありながら、くじで最終的には決まっているというところもあるので、内容を確認したく抽出した。

### （2）主な質問及び回答

委員 以前にも教えてもらったかと思うが、くじのやり方について説明をお願いしたい。参加者23者すべてが最低制限価格で応札していて、どのように落札者を決定するのか。

事務局 電子入札になるので、業者が入札期間中に金額を入力するときに、くじ用の3桁

の数字も同時に入力する。くじには、その数字と、入札したときの時刻の秒の数字を使って電子入札システムで自動計算をしている。自動計算して一番小さい数字になった業者から順番に落札候補者の1番、2番、3番というふうに決まっていく。市が数字を知り得ることはないので、開札した時に順番が決まっていくということになる。

委員 その3桁の数字を入れた時点で、業者は自分で何番目の落札者になるかは、わからないということか？

事務局 一切わからないようになっている。

委員 入札参加者の一覧では、順番が1から23まで並んでいて、20番の番号の業者が落札者になっているが、20番目に入札して、ランダムに落札者となったわけではないのか。

事務局 そういうわけではない。あくまで任意で入れたくじ用の数字と、入札をした時刻の秒を用いて計算される。

委員 早く入札をするほうが落札する確率が高いのか。

事務局 そうとも限らない。計算式があり、小さい数字が有利になるというものではない。

委員 前回の委員会でも話題に上がっていたと思うが、今回も審議対象期間中、工事25件が全件くじで決まっている。本市の場合、最低制限価格を事前に公表している関係で、ある程度致し方無い部分もあると思いつつも、結局くじ引きで落札者が決まっていくというところに、果たしてここまで全部くじが健全なのだろうかと思っている。結局は最低制限価格が適正なのかどうかというところに行き着くと思う。最低制限価格の算出方法について以前説明いただいたが、今一度ご説明いただきたい。

事務局 最低制限価格の設定については、いつから本市で運用しているかは記録がなく、しかし相当前から運用はしている。公契連（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）という組織があり、そちらで最低制限価格の算定式がある。直接工事費や一般管理費などにある一定の割合を掛けたものを積み上げていったものが最低制限価格になる。

本市が事前公表している背景については、最低制限価格を公表していなかった時期に、業者からの働きかけで職員が情報を漏洩し逮捕されたということがあり、それ以降、最低制限価格を事前公表することによって、一定、職員を守るという形を取らせていただいている。

委員 全国的に事前公表となっているのか。

事務局 事後公表としている自治体もある。

委員 事前公表することは、情報漏洩については防げる可能性が高いかもしれないが、競争入札ということになると、若干問題があるのかなど。例えば予定価格 2,000 万円の工事について、この業者は 1,800 万円、別の業者は 1,900 万円のできるというときに、最低制限価格が事前公表されていれば、最低制限価格で入札しておけばいいわけですよ。最低制限価格以下の金額で入札しても却下というか、落札できないわけですからね。

ただ、事前公表することは、いわゆる談合的なことが、若干、市の知らないところでの水面下での談合、そういう面では、まあ防げる方式ではあるかと思うが。

事務局 談合については、電子入札なので、誰が参加するかは把握することができず、そこについて問題はないと思っている。

委員 参加者数が多いと電子入札では談合の可能性は低いのかかもしれないが、例えば 2 者の参加があり、その日のうちに 1 者が辞退となった場合は、競争にもくじにもならないが、少ない人数ならばありうるかもしれない。それは防ぐことはできるのか。

事務局 例えば 2 者入ったうちの 1 者が辞退したという案件が、近年ではなかったが、もしそういうことがあった場合は、談合等を疑うことになると思う。

委員 過去の議事録を読むと、この話題が必ずと言っていいほど取り上げられている。毎回ではないが毎年。最近では多くの地方公共団体が事後公表に切り替えているというようなことが文献にあがっていたりする。本市においても事前公表と事後公表というのを一回ゼロベースで比較して考えてみてはどうか。まだ検討したことがないということか。それとも検討していたのであれば、そのメリットデメリットを提示願いたい。

事務局 今のところ事前公表が定着して、そうさせていただいている。事後公表に切り替えている自治体もあり、国から一定の働きかけもあるが、本市としては今のところ事前公表させていただいている。それは先ほど申し上げたようなメリット、担当職員に対して事業者からの何らかの働きかけが、やはり懸念されるので。近年でも全国ではそういった事件が発生しているので、今のところ事前公表を進めていく考えである。事後公表に切り替えるということは検討していないところである。

事務局 国土交通省から少し前にヒアリングがあり、最低制限価格を事前公表することによって、考え方によっては一定の価格が担保されているという話があった。低入札価格調査という制度があり、最低制限価格よりも下回る金額で入札があった場合に、その金額でも施工の品質を落とすことなく工事が可能かどうかを調査するものだが、入札締切後から事前公表までの短い期間で調査を行う必要があること、最低制限価格よりも下回る金額で

の調査になるので比較的小さい金額の案件だとメリットが少なくなること、入札の事務量が増え本市の今の体制では対応が難しいといったことから、本市では取り入れていない。

国土交通省とのヒアリングでも低入札価格調査制度の導入について質問があったが、本市では今言ったような理由で導入できていないと回答した際に、最低制限価格より下回る価格での調査になるので、最低制限価格が事前公表であれば一定そこよりも高い金額で落札されるということで施工の品質等が確保されると考えることもできると話して頂いている。それが高止まりしているのではないかと意見があるかもしれないが、公契連モデルを採用しているので、最低制限価格を設定すること自体の金額は適正であると考えている。

委員 予定価格の多寡によっては、そういう制度を取り入れて、低い額の際は今までの制度でいくというような使い分けをしたほうが良いというものもあるのかもしれない。

事務局 例えば堺市であれば、予定価格 1 億 1,000 万円以上の案件は低入札価格制度を行うとしている。本市も価格設定をして行うかということになるが、1 億 1,000 万以上となると年 1、2 件の規模の工事になる。

委員 制度がある以上は、そういうことを考えた方がいいかもしれない。

委員 以前、公契連モデルに関して、経費率が随時更新されているが、古いモデルを使っていると言うような説明があったが、そのあたりは随時更新されているのか。

事務局 今年度においては、前回と引き続きの水準である。

委員 前回の水準というと、何年度のものになるのか。

事務局 平成 25 年のモデルになっている。最新は平成 31 年のモデルがある。

委員 そのモデルによって金額は大きく変わるのか。工事によって異なると思うが。

事務局 平均 5% ぐらい金額が上がることになる。

委員 モデルを 25 年のものを使うというのはどういう理由があるのか。

事務局 財政状況が関係している。入札結果にあるように、くじ案件が非常に多い状況があるので、最低制限価格を今の平成 25 年モデルにしても、この金額で入札するという業者が非常に多い。また、最低制限価格が低いから上げてほしいというような意見はこれまで聞いたことはない状態の中で、全国的には最新のモデルが出ていて、そのモデルに合わせていってくださいという話があるのは承知しているが、市の財政状況を考えて、最新

モデルを採用していないという状況である。

委員 入札とは直接関係ないことだが、工事完了後、2、3ヶ月ぐらいで不備が見つかった場合はどうなるのか。落札業者にやり直しさせるのか。

事務局 もちろんそうなる。契約不適合責任期間が2年間となるので、そのうちで不備がある場合は対応してもらふこととなる。

委員 当然、落札金額の中でやり直しするということか。

事務局 そのとおりである。業者の責任のもと対応してもらふということになる。

委員 工事の契約不適合責任期間は、2年になるのか。

事務局 2年になる。

委員 入札とは関係ないが、現場を投げっぱなしとか、落札業者だけで施工していることはないか。市の担当者も現場に行っているのか。

事務局 現場の施工確認は担当の職員がその都度行っているので、不良箇所があればその都度指導を行っている。

## 案件2 河内長野市下水道管路施設包括的管理業務

(担当：下水道課)

### (1) 抽出理由

今回の審議対象案件の中で唯一、公募型プロポーザルという方式を採用されていて、金額が大変大きいということと参加数も1者のみというところで、内容の確認をしたいと思い抽出した。

### (2) 主な質問及び回答

委員 先に数字の確認をさせていただきたい。審議資料と事前選考資料について、金額が違うのではないか。

事務局 非常に見えにくくて申し訳ないが、事前選考資料については税抜きで、審議資料は税込みの表示とさせていただいている。

委員 公募型プロポーザル方式ということで、共同企業体、企業が集まって自分たちの得意分野の業務やっていくのだろうが、この応募が1者しかいなかったのはなぜか。

担当課 応募は1者だけであったが、まずこの公募型プロポーザルを行う前に各関係の業者にサウンディング調査して参加を求めたが、実際には1者だけ、1企業体だけ参加されたという結果だった。

委員 当然、市側としても、参加してくれないか？という、働きかけみたいなことはやっているのか。

担当課 そのとおり。公募する前に情報提供などはさせていただいている。

委員 内容的に難しい面があるのか。以前にも公募型プロポーザルで1者しか応募がなかったということがあったと思う。集まらなかったのは、他に、もっと違う理由があるからということか。どういうことが考えられるのか。

担当課 参加してもらえるような形で業務も集約するなど色々とさせてもらっている。この業務が、今3期目になるところで、1期目、2期目と業者が参加しているが、なかなか新たに参加するということが、準備などが大変厳しいようで難しいというのは聞いている。

委員 長期の業務ということもあるからか。

「協議により支払限度額を変更する場合がある」と書いてあるが、どのような場合が考えられるのか。

担当課 こちらについては、別途契約の分になる。この先5年の契約の中で、工事する箇所、規模等がまだ固まっておらず、変動する可能性がある。元々想定している数よりも増減するということが考えられるので、ここで注釈としている。

委員 落札額の範囲内というか、若干増えたり減ったりすることはありうると。

担当課 工事の内容によって面整備のエリアも変わってくる。ポンプの設置もあるが、設置数も場所によって変わってくるなど、そういうことも考えられるので。

担当課 別途契約について、この業務内容のうち計画が必要な調査であるとか改築工事については基本契約である程度の形はあるが、それについても年度ごとに新たに数量を精査しながら契約していくので、その別途契約する分については金額が変わる恐れがある。業務内容にある、維持管理業務については定額なので変わらないが、それ以外の部分については変わる可能性があるので、そういう形でさせていただいている。

委員 公募型プロポーザルの採点者の持ち点は1人あたり何点あるのか。

担当課 440点である。

委員 公募型プロポーザル方式を選択した理由を教えてください。

担当課 市民生活に大きく関わる業務なので、価格競争だけではなくて、要求する水準通りの業務が実際できるかどうかというところが一番肝心なところである。公募型プロポーザル方式を採用することによって、技術提案書の中に実施体制や実施方針などの内容を提出させてそれを事前に確認できることと、もう一つは、その内容が実際できるものかどうかを配置技術者による技術対話で確認した上で、業者選定を行えるというところで、公募型プロポーザル方式を採用している。

委員 採点者は誰が行っているのか。

担当課 公募型プロポーザル審査委員会というものを立ち上げていて、その委員が採点をしている。メンバーは上下水道部長、水道課長、経営総務課長、下水道課長、契約検査課長の5名。

委員 市の職員5名ということか。

担当課 そのとおりである。

委員 種々の業務を一括するような包括的な業務としているが、これは元々バラバラに発注していて何か問題があったから、このように包括化して提案を待つという形にしたということか。業務の概要の目的のところに、効率化を図るという言葉が入っているので、元々かなり非効率だったのかなと、邪推と言うか、反対の読み方をすると見えてくるわけだが、その辺はどうなのか。

担当課 各業務について今までバラバラに発注していたが、それを一つの業務としてまとめて発注することで効率的な業務発注とするために、今回このような業務概要を書かせていただいた。

委員 各社の連携がきちんと取れるような形で提案されているという理解でよいか。

担当課 そのとおりである。

委員 それに関連して、この共同企業体の各社はどういう役割分担になっているのか。例えば場所でわけるとか、それとも工事はこの企業、管理はこの企業というような役割分担

になっているのか。

担当課 マネジメント業務というのは、クリアウォーターOSAKAが担当しており、清掃、調査は藤野興業、管清工業が担当している。管更生工事は積水化学が、実施計画の策定については日水コンというように分担している。

委員 エリアは、河内長野市全域が対象なのか。

担当課 そのとおりである。

委員 各年度によって、今年度はこの場所、来年度はあの場所というふうな形で回っていくのか。

担当課 業務としては全体で回っていくというイメージである。

委員 拠点があるのか。

担当課 市役所内の下水道課の隣に拠点を置いている。

委員 エリアを分けて委託するという考えはないのか。効率性との関係になるのか。

担当課 以前、個別に発注していた時はエリアを区切っていたが、今回については河内長野市としては大きなエリアではないので、細かく分けるよりは全体で発注した方が効果的で、民間の創意工夫も発揮しやすいというところで、エリア分けせずに発注している。

委員 エリア分けしていた時よりも総額としては下がっているのか。

担当課 総額はほぼ変わっていない。若干プラスにはなっている。

委員 分けて発注していたときは総額でどのぐらいかかっていたかは計算しているのか。

担当課 そこまでは算出していない。

委員 概算としては、今回の落札額よりも少し低かったということになるのか。

担当課 予定価格を設定するにあたっては、以前の予算枠内に収まるような形で予定している。

委員 公募型プロポーザル方式で、随意契約とする場合に、最低制限価格は設けずに行うわけで、企業側にはどのような金額を公表する形になるのか。予定価格は公表していない？

担当課 予定価格は公表している。業務規模はこれぐらいというところで、5億4,789万円を提示している。

委員 900円の差で落札しているから、上手に落札しているなと感じた。

委員 参加した共同企業体は、自分たちしか参加していないということを認識した上で参加しているのか。

担当課 参加者が何者あるかというのは、最後までわからないようになっている。

委員 随意契約だから、あなたはいくらでこの業務できる？と聞くのでは？それは聞いたりしない？

担当課 参考見積ということで、業者には、この業務に関してはいくら、この業務はいくらということで、大きく金額をはじいたものを出していただいている。

委員 参考までに教えていただきたい。包括的な業務に色々入っているが、このうち市の職員が以前やっていた業務はあるのか。例えば、住民対応が項目に入っている。こういったものも全部昔から民間業者が請け負って仕事をしてきたということになるのか。

担当課 事業内容のうち、日常的維持管理業務の住民対応や工事立ち会い業務は市の職員でしていた。それ以外の維持管理業務、調査や点検については以前から発注していたものになる。

委員 発注した結果、市の職員の負担が軽くなるとともに、特に契約金額が上がるようなことがないということであれば、皆さん安心して納得すると思うが、これを委託したことによって金額が上がったとか、そういうふうなことはあるのか。特にはないのか。

担当課 もともと巡視点検などについては委託してなかったところで、今回の包括業務から新たに出てくる業務なもので、その分、若干契約金額が上がっているが、それによって陥没事故が減っており、一定の効果が出ていると考えている。

委員 公募型プロポーザルの審査委員について、すべて市の職員でというのが全体の方針になっているのか？自治体によっては外部の有識者を入れてという考えもあるかと思うが。

担当課 もともと公募型プロポーザルを実施するにあたっては、「河内長野市プロポーザル方式実施ガイドライン」というものがあり、その中のルールに基づいて今回も実施した。その中に、プロポーザルを実施するにあたっては、契約検査課とまず協議をして、協議が整えばプロポーザル審査委員会を立ち上げるとなっている。そのメンバーについてもガイドラインで決められており、その中で外部の委員を入れることが望ましいとはなっているが、この業務に精通しているのはやはり市の関係する部署の職員なので、より業務をきっちりプロポーザルで中身を精査するのであれば、一番よく知っている市の職員がよいということで、今回、審査員は市の職員を設定した。

案件3 「公共下水道小山田町（その41）汚水管渠布設および小山田町雨水管路敷整備工事  
（担当：下水道課）

（1）抽出理由

対象案件の工事の中で比較的高額な案件であることと、1件目と同じようにくじがたくさん発生しており、この件についても17社のくじになっているというところで、道路とはまた別の工事についても状況を確認したいというところで抽出した。

（2）主な質問及び回答

委員 この工事は新たな工事なのか、それとも老朽化に伴う工事なのか。

担当課 新たな工事になる。

委員 雨水管、汚水管の耐用年数はどれくらいあるのか。

担当課 50年となっている。

委員 当然、老朽化されている部分を工事するのか。

担当課 ほかの地区で、ストックマネジメント計画に基づいて、老朽化しているところについては改築工事をしている。

委員 この工事については、新たな工事だと。先ほどの公募型プロポーザルで決まった業務と、これとは全く関係ないわけなのか。

担当課 そのとおりである。新設の下水道工事になる。

委員 新たに工事するものについては詳しくは分からないが、耐用年数が50年ということで、今あちこちで汚水管、雨水管について老朽化しているという話を聞く。和歌山県で起

こった断水事故について、あれも老朽化だったか？水道管で若干違うかもしれないが、こういう 50 年程度経過しているものは、河内長野市はどれぐらいあるのか？案件とあまり関係ないことかもしれないが。

担当課 40 年以上経過しているものは 130km 程度あるので、これについてもストックマネジメント計画をたてて、優先順位をつけて順次改築工事を計画的にしている。

委員 この案件に関しても、最低制限価格は 1 件目と同じように公契連のモデルで決めているのか？

事務局 最低制限価格はすべて公契連モデルを使って算出している。

委員 平成 25 年度モデルを使っているという点も同じということか。

事務局 同じである。

委員 応札業者が結構いる。

事務局 8,600 万円の工事というものが、本市では高額案件になり、こういった土木工事は入札参加される業者が多い傾向にある。

委員 過去にもくじで落札業者が決定していることが多いようだが、くじで決まって業者が施工をしたのち、契約不適合責任期間 2 年となっているが、この 2 年間にやはり品質が悪いということで問題になった案件は近年ではあるのか。

事務局 近年ではまったくない。

委員 そうすると一応、最低制限価格で決定して、品質を一定程度クリアして、少なくとも 2 年はどこも問題がないということか。

事務局 日々、担当課の監督が現場監理しているので問題はない。

委員 工事が途中で頓挫してしまったような例も近年はないのか。

事務局 近年ではない。業者自体が廃業されたり倒産してしまったりということは 10 数年前にはあったが、それ以外で、施工中に何かあるということはなかった。

委員 全く何もしてくれなかったという例はあるということなのか。全然違う話かもしれ

ないが、委員会冒頭の報告事項にあった指名停止業者については、催告したが何もしてくれなかったので契約解除したという話だったが。

事務局 委託業務について指名停止を行ったものになる。会社の規模が1、2人という小さい会社が落札すると、なかなかうまくいかないときがある。

委員 工事はそこがしっかりしていると。チェックが上手に機能しているということか。

事務局 工事は履行保証があるので、駄目な場合は保証が取れるようになっている。

委員 こういう大きい工事になると、落札業者は下請け業者に出すという形になるのか。

事務局 下請け業者を何社か入れて工事をしていることになる。

委員 下請け業者に関して制限があるのか。下請け業者に入る資格があるとか。

事務局 建設業法上の許可を持っていれば何も問題はない。本市の登録業者でなくても構わない。

委員 どの下請け業者が入っているか、市は把握しているのか。

事務局 下請けに出した時には下請負通知書を書面で提出してもらうように指導している。

委員 完全に丸投げなどの場合に、何か市で違反など判定するルールはあるのか。

事務局 丸投げ自体は建設業法で禁止されている。必ず何らかの監理はされている。

委員 どこかにひっかかると。建設業法、その他、どこかでちゃんとチェックがかかるといことですね。わかりました。

委員 丸投げについて、市としてチェックをしているのか？

事務局 監督員が現場の施工体制を確認している。契約検査課も現場確認に行っている。

委員 新しい工事ということで、道路に配管するということだが、今までこの道路には下水道管がなかったと。道路を作る時には必ずこういう管が必要ではなかったのか。

担当課 道路ができるまで、下水道については汚水処理場から下水道管を自然流下で繋い

でいる。この地区については、道路を整備した時には下水道管が近辺に整備されていなかったもので、浄化槽等で生活排水の処理をしていた。今回、下水道管が近辺に延びてきたので、これに伴いこの地区について下水道の整備をしたということになる。

案件4「市立小山田小学校外1校トイレ整備工事」

(担当：教育総務課)

(1) 抽出理由

比較的金額の高い工事であるにも関わらず参加業者数が1者で、工事の中では落札率100%というのは他の案件と比較しても高いので、この点確認したいと思い抽出した。

(2) 主な質問及び回答

委員 そんなに悪い条件の工事ではないと思うが、応札業者がなぜ1者だけだったのか。どういう事が考えられるのか。

事務局 今年度は建築工事の入札が不調になることが非常に多かった。今年度は延べ20件入札があったが、そのうちの9件が不調になった。再入札、再々入札をして結果的に落札されて工事は全部すべて行われてはいるが、今年度においては応札業者も少なく、応札のない案件もとても多かった。考えられることは、本市で建築一式工事に登録のある業者は、舗装工事や土木工事でも登録があるので、そちらに入札参加して、建築一式工事にあまり応札しなかったというのが実際のところである。

また新型コロナウイルス感染症対策関連で、全国的に手洗い整備工事やトイレ改修工事を発注するという動きがあり、なかなか材料が品薄だったり、海外で製造している材料などが手に入りにくいという理由で敬遠されているところはあるかと考える。

委員 建築一式工事には参加しにくいというが、建築一式工事の一式とは何か？

事務局 例えば外壁工事だけ、屋根工事だけだと専門的な工事になるが、今回のトイレ改修工事については、内装工事、電気工事、給排水設備工事など複数の工種があるので、一式工事として発注している。

委員 他の案件の工事をみていると、大体最低制限価格で落札している、全部とはいかないけれど。この案件だけが予定価格に近い、僅差である。うがった目で見れば、1者しか応札がないからということで応札したのではないかと考えてしまうが、そういったことはないのか。

事務局 この案件については、1度入札して応札者なしの不調になり、再入札を行って落札された案件になる。1度目の入札参加できる業者の条件については、市内業者でB,Cランクとしていた。2度目の入札については、市外業者で建築工事を第1希望としている業者

にも範囲を広げて行っている。市外業者については 100 社ほど登録があるので、今回の落札業者は、この金額であれば請け負ってもよいという金額を応札したものと考えている。ほぼ予定価格での応札なので、他に金額が安い業者がいてもそれも仕方ないと考えていたのではないかと。

委員 最低制限価格も予定価格も応札する業者は全部知っているのか。

事務局 ともに、同時に事前公表している。

委員 では、応札した業者は、やはり予定価格に近い金額でないと応札できないと考えたということか。再入札だから、業者の間に、いろいろ情報交換している可能性というのはないのか。

事務局 そこまではこちらでは把握できないが、当時、建築工事に登録ある市内業者は 24 社だった。24 社であれば、情報共有することも可能だったかもしれないが、それ以外に市外業者で 100 社いたので、そこまでは不可能であったのではないかとと思われる。

委員 予定価格に近いので、金額的に言えば儲かるような仕事じゃなかったということか。

事務局 1 度目で不調になった時に、たまたま出会った市内業者に聞き取りをしたが、夏休みという短い期間中に 2 つの現場を同時に施工しないといけないというところも敬遠したところだと。別のトイレ改修工事で 2 つの学校を 1 つの案件として工事発注したもので 1 度目不調になったものがあるが、それはその後に 1 校ずつ分けて入札を行って応札があったので、やはり 1 校ずつ発注することで業者としては参加し易かったと思われる。

委員 抽出案件ではない案件に、学校のトイレ改修工事が 2 件あるが、こちらのことか。

事務局 これについては、不調なく応札があった案件になる。不調になったトイレ改修工事については、年度の後半に再度分けて発注したので、今回の審議対象期間から外れており、事前選考資料には掲載の無い案件になる。

委員 抽出案件ではないが、事前選考資料の 9 ページの No.7 と No.21、トイレ改修工事になるが、これも少し言い方が悪くなるが、不人気案件というか、応札者が全然いないという状況だったのか。

事務局 両案件とも 1 度目の入札で応札があった。毎月入札を行っており、発注した時期であったり、金額であったりで応札があったりなかったりということがあった。たまたまこの 2 案件は発注時期が良かったのかもしれない。

委員 そうすると、工事期間の制限もあるが、施工できる業者が少ないという。

事務局 おそらく例年であれば、応札業者と発注案件の数のバランスがちょうど取れていたと思われるが、今年度は昨年度分の発注案件もある分、応札してもらえないことが多かったというふうに思っている。

委員 2校まとめて発注するというのはどういう理由なのか。

事務局 担当課がその時々で判断している。比較的場所が近い場合は2校まとめて発注を行うこともある。また補助金に関係する場合もある。

担当課 1校ずつの経費と2校合わせての発注の経費というのが変わってくる。2校発注の方が、経費が少し安くなるというのもあるので、併せて発注という形式をとっている。

委員 今回、1度目で不調になった後に分けて発注をしなかったのは何か理由があるのか。

担当課 基本的には1度不調になった案件に対して、今回であれば入札参加条件を広げれば応札があるのではないかとという可能性もあったので、工事内容を変えるのではなく、入札参加条件を変更しての発注をしている。入札参加条件を変更しても応札の見込みがない場合は、1校ずつ分けて発注するなど工事条件の変更も検討しながら発注を行う。

委員 今回は入札参加条件を広げて2度目を実施したら落札されたので今回は2校でまとめての発注だったと。もしこのまま不調が続くようであれば、1校ずつ分けることも検討したと。

事務局 そのとおりである。

委員 補助金と関係があるというふうに伺ったが、1校で発注する場合とワンセットで発注する場合というのは何か方針みたいなものが決まっているのか。こういう場合は分けてやる、こういう場合は安くなるのでワンセットでなど。そもそも、工事が必要ということであれば1校ずつ発注して、たまたま重なればワンセットで発注するとか、そういうことなのか。

担当課 基本的に現場が近くであれば施工可能だろうと判断している。現場があまりに遠く離れている場合や工事内容が複雑すぎるということであれば、1校発注している。また、予算が別々の場合も事務が煩雑になるので、それも1校ずつで発注している。そういうものがなければ、財政事情等も勘案してできる限り経費のかからないような発注としている。

案件5 指導者用端末 コンバーチブル型ノートパソコン（製品指定）

案件6 学校用備品（学習者用端末）

（担当：教育総務課）

（1）抽出理由

端末については以前にも取り上げたことがあったと思うが、指名競争入札で多数辞退が出ており、また案件6についても同じような案件で指名業者が多数辞退していて、結果的に同じ業者が落札しているというところで、内容を確認したいと思い、抽出した。

（2）主な質問及び回答

委員 以前も学習者用端末で 5,500 台ほどの入札案件を審議して、もう児童生徒に配布されたと思うが、この時の落札業者と今回の落札業者は同じなのか。

事務局 以前に調達した時の落札業者と、この2案件の落札業者については、同じである。

委員 案件5のコンバーチブル型ノートパソコン 200 台は先生用になるのか。

事務局 指導する側、先生用の端末の調達が 200 台である。

委員 そのあとの案件6の学習者用端末 913 台というのは、以前審議したものと同一機種になるのか。

事務局 案件5、案件6ともに全て同一機種になっている。

委員 値段が若干違うが、指導者用の端末というのは、学習者用とは違う機能が付いているということで高くなっているのか。

担当課 大きな違いはなくて、特にキーボードの配置とかは変わったりすると指導にも支障があるので、基本的には同じ内容で調達をさせていただいている。個数がどうしても、たくさんを調達するのと少ない量を調達するのでは業者さんの作業量などに影響もあるので、そのあたりで価格差が出ていると思われる。

委員 小中学生にはすべて配布されているのか。

担当課 そのとおりである。

委員 それで河内長野市では、こういう端末を使って、いわゆるオンライン授業をやっているのか。

担当課 現在オミクロン株が学校でもまん延していて、学校自体が閉鎖するという事は幸い本市ではないが、クラス単位や学年単位での閉鎖については何校かある状態である。そういった際には、子供たちが端末を家庭に持ち帰って、そこからオンラインでの授業を実施するという事を各学校で対応を進めているところである。

委員 オンライン授業をするときは、ノートパソコンを皆それぞれが家に持って帰るが、平素は学校に置いているのか。

担当課 今年度はノートパソコンとあわせて、子供たちの持ち帰り用の鞆を全員分用意することができたので、持ち帰り専用の鞆に端末を入れて、小学生であればランドセルに入れて持ち帰る、中学生はそれぞれの鞆に入れて持って帰るというふうになっている。

委員 在校中は与えられた端末は自分のものという形で使用していると。

担当課 そのとおりである。

委員 壊れることも多そう。

担当課 そうですね。特に今年度は端末の活用がすごく進んで、授業でも積極的に使っているようで。屋外活動などで子供たちは運動場の花の観察にタブレットを持っていったりするが、そうするとどうしても落としてしまったという話があったりする。補償もあるのだが。

委員 2点伺いたい。1つは、案件5の資料について、入札番号が46、47とあるのは何か。もう1つは、これだけ辞退者がいたことの原因は何が考えられるのか。

事務局 1つ目について、入札番号46、47とあるのは、こちらは予算の関係で小学校、中学校の予算を契約依頼時に分けて依頼がある関係で、内部の管理上、番号を2つ付けるということになっている。業者に対して入札執行する上では1本の案件として入札しているので、内部の管理上の都合で2つ割り振っているというものである。

委員 案件6のほうは、こちらも小学校中学校分かれているということになると思うが、入札番号は1つだけである。

事務局 案件6について、同じような対応になっておらず申し訳ない。昨年度入札した案件5については、予算が分かれている関係で入札番号を2つ付けたが、今年度入札の案件6は入札番号を1つとしたところである。整合が取れていないように見えて申し訳ないが、実質的な違いはない。

2点目の辞退者が多いという主な原因について、業者が辞退する時には辞退届を提出してもらい、辞退理由を書ける範囲で出させている。それを把握している限りで言うと、製品を確保するのがどうしても見通しが立たない、納期を確約できないというような理由が主に挙げられている。昨今、この GIGA スクール構想が全国津々浦々進んでいるので、取り合いみたいなことが発生している。こちらとしては対応出来るだろうと見込んで業者の指名をしているが、やはり先に製品を押さえられているとか、いろんな状況があり、業者は確約できない、入札参加できないということで辞退が重なっているというふうに理解をしている。

委員 コロナ禍ということではなくて、全国的に品薄になりつつあるということか。

事務局 コロナ禍も一因としてはあって、この状況が続く中で、オンライン等の対応が必要になってくるということもあり、また GIGA スクール構想もあって、両方の要因で全国的に品薄の状況が出ているのではないかというふうに捉えている。

委員 コロナ禍が直接、その納期に納品が間に合わないとか、そういうことではないのか。

事務局 ご指摘のとおり、コロナ禍で物流が滞っているという全般的な話はあるので、そのようなことがあるというのも聞いている。

委員 分かりました。致し方ない辞退だったという理解でよいか。

事務局 こちらとしては対応可能と見込まれる業者を指名したわけではあるが、こういった情勢の中で、若干そういった仕方ない部分もあるのかなと捉えている。

委員 前回、5,500 台を調達した際も多く辞退が発生していて、その時の説明も品薄で到達が難しいということが理由に挙がっていたかと思う。5,500 台を1度に調達するということころでは分からなくもない話だったが、今回の案件5については 200 台で、辞退業者を見ると、大企業も多数名前が挙がっているところ、その中で落札業者だけが3件連続でうちだけは用意できますというのは、どういう事情なのかというところを、わかる範囲で教えていただきたい。

事務局 当初の発注の受注業者ということもあり、一定、河内長野市でこういうものが発注されていて、状況を踏まえると、また今後追加で発注されるだろうという見通しが、ある程度ほかの業者に比べれば立てやすいのかなと思われる。官公庁関係の調達については、1度納品すると長い付き合いになるということも多々あることから、このあたりの商売上の損得も見込んで、ある程度は自治体の需要に対応できる体制を、長い付き合いを踏まえて整えているということも一定あるのかというふうに捉えている。個別にどういった事情

があるか、深堀りまではできていない状況である。

担当課 もう1つ考えられることは、故障が出ると端末を取り換える作業が出るが、複数の自治体の端末を取り使っている業者であると、それなりの修繕の台数が必要となるため、それを事前に確保していると考えられる。

委員 確保しているものがあつたため、在庫があつたと。

事務局 修繕用の在庫を確保していたので、調達が円滑にでき対応できたのではと捉えている。

委員 落札業者はほかの自治体でも受注していたかは知っているのか。

事務局 知る限りでは、富田林市では受注していたと認識している。あとは兵庫県の自治体など複数の自治体で受注していたようには聞いている。

委員 逆に、辞退した業者が他の自治体の受注をしていたかは知っているか。

事務局 辞退した業者が他の自治体を受注していたかどうかは把握していない。

委員 入札方法は？

事務局 どちらも指名競争入札になる。会場で、金額を書いた紙を入札箱に投函する形をとっている。

委員 すぐ開札するのか。

事務局 会場で指名競争入札を実施する場合は、その場で札を開いて最も安い金額の業者が予定価格に収まっていればその場で落札決定ということで「落札者は〇〇です」と読み上げて、その場で落札者を決定するということまで対応する。

委員 指名競争入札のところについても以前同じ話をしたと思うが、システム上、物品は競争入札が行えないという話だったと思うが、その状況は今も変わりがないか。

事務局 前回も同じご指摘をいただいて、お答えしたときから状況は変わっていない。市の内部的なシステム上の対応はとれていないということもあり、指名競争入札ということで実施している。

委員 物品についてできないという話だったか。

事務局 物品についてできないというよりは、工事や他の発注区分については、近隣の市町村が共同で調達している電子入札システムというものがあり、それを利用して入札を行っているが、この電子入札システムの対象が、建設工事と工事関係業務だけで、そこに物品がないので、物品だけ別のシステムを用意するとなると、どうしても高額のコスト等がかかってくるということもあり、実現に至っていない。

委員 物品は電子入札になっていないということか。

事務局 現状で電子入札システムになっていない。

委員 電子入札のシステムがないと指名競争入札にならざるを得ないのか。一般競争入札を行うことはできないということか。

事務局 一般競争入札を行おうとすれば、不特定多数の業者からエントリーがあり、事務量としてさばけるキャパシティがあるので、どうしても事務量を超える恐れがあるという言い方はよくないが、不特定多数からのエントリーがあった場合の対応が難しくなり、円滑な執行ができないということではなかなか踏み出せないのが実情である。

委員 電子入札のシステムを市独自で作るとなるとなかなかの費用になるのか。

事務局 具体的な数字は言えないが、おそらく数千万単位からの金額になるのではないかと。共同利用している電子入札システムについてもそのくらいの金額なので、単独で発注できないということで、近隣市町村で寄り合って使っているという実情がある。単独調達はコスト面ではなかなか難しい状況である。

委員 近隣市町村も物品は指名競争入札で行っているということか。

事務局 全てを把握しているわけではないが、例えば富田林市でも紙入札で指名競争入札を行っていると聞いている。知る限りでは、近隣市町村ではどこも指名競争入札で執行しているのではないかと認識している。

委員 辞退者というのは、あらかじめ辞退したものばかりなのか。当日、入札の会場まで来て、辞退するものもいたのか。

事務局 基本的に会場に来る前に辞退しているのが大半である。一部、会場に入って、札を入れて、その札に「辞退」と書く業者もいるが稀である。大半は事前に辞退の意思表示

をされている。

委員 案件5と6で指名した業者は全く一緒ではないのか。

事務局 全く一緒ではない。一部入れ替えをしている。というのは、辞退理由等で、今後の発注等でも参加が見込めないということがあれば、その業者はもう指名しないというところ。ある業者は、法令上、物品調達、物品購入のみでは対応できないという理由で辞退されたので、ということは今後は同種の案件の参加が見込めないということになるので、今後の入札に指名しないこととした。また、業者の数を確保するために、関連会社で入札が見込めるか再度精査して増やしたりということで、入れ替えを行ったりしている。

## 5. 総括(委員長)

本日は、初めてのオンラインでの開催ということで、委員の入れ替わりもありまして、少し不慣れな部分もあったかと思いますが、充実した審議ができたのではないかと思います。ご準備いただきました事務局の皆様には大変ありがとうございました。

内容につきましては、今回はいつもより多い6件を審議しましたが、いずれについても様々な角度から検証しまして、適正性というところを確認できたのではないかと考えております。その中では、以前から繰り返し挙がっております工事について、くじが多いという問題ですとか、物品について指名競争入札というのはいかがなものかという問題点についても、議論がされまして、様々な意見をいただいたかと思えます。特にくじの点につきましては、低入札価格調査制度などについても、委員からも言及がございまして、ぜひ市においてもこの議論を踏まえまして、より今後とも適正な入札が行われるように努力していけると、我々もこの委員会をしている甲斐があるかなと思っております。本日はありがとうございました。簡単ですが、総括とさせていただきます。

## 6. 閉会あいさつ(契約検査課長)

冒頭のあいさつにもありましたとおり、このたびは入札等監視委員会の委員にご就任いただきありがとうございます。任期は2年間となっておりますが、その間にたくさんのご意見やご指導を頂戴したいと考えておりますので、なにとぞよろしくお願い致します。

また本日は、初めてのウェブ会議による開催ということで、みなさまにはご不便をおかけしたところもあったかと思いますが、委員会が無事行えたことに安堵しております。

本日いただきました貴重なご意見を踏まえ、公共工事等の公正な発注のため、引き続き、適正な入札の実施を行ってまいりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い致します。

本日は誠にありがとうございました。